

しあわ
幸 第2期にっしん
せまちづくりプラン

第3次日進市
地域福祉計画

第5次日進市
地域福祉活動計画

計画期間:2025年~2034年

基本理念

気づき・つながぎ・ともに創る、
にっしん幸せ共生社会

2025年3月
日進市
日進市社会福祉協議会

第5章 地域福祉と一体的に展開する取組

5-1 重層的支援体制整備事業の推進(日進市重層的支援体制整備事業実施計画)

1 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かしつつ、高齢、障害、こども・子育て、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」「地域づくり事業」に加えて「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」を併せて実施し、それぞれの事業を一体的に展開するものです。

包括的相談支援事業	・ 世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止める
地域づくり事業	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
多機関協働事業	・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 支援関係機関の役割分担やマネジメントを図る ・ 各相談支援機関内でのスーパーバイザーとしての役割を果たす
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・ 支援が届いていない人や世帯に支援を届ける ・ 支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける
参加支援事業	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえたマッチングを行う ・ 本人への定着支援と受入れ先の支援を行う

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定めるものです。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、第2期にっしん幸せまちづくりプランの計画期間と同様の令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

また、計画期間の中間年において必要に応じて見直しを行います。

3 基本方針

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、世代や属性を問わず、高齢、障害、こども・子育て、生活困窮などの各分野に関わる支援関係機関や地域住民が一体となり、「誰ひとり取り残さない」社会の構築を目指します。

重層的支援体制整備事業の基本的な理念は次のとおりとします。

重層的支援体制整備事業の基本的な理念
●アウトリーチなどによる潜在的な支援対象者の早期発見や早期対応
●地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援
●信頼関係を基盤とした本人や世帯の力を引き出す継続的な支援
●地域住民とのつながりや関係性づくり

4 基本施策

(1) 包括的相談支援事業

高齢、障害、こども・子育て、生活困窮などの各分野で実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める体制を整備します。

設置形態:基本型(既存の体制を活用)

事業	実施機関	実施形態	設置数
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	委託	3か所
障害者相談支援事業	障害者相談支援センター(障害者相談支援事業・基幹相談支援センター)	指定管理	1か所
利用者支援事業	こども家庭センター	直営	1か所
	にっしん子育て総合支援センター	指定管理	1か所
生活困窮者自立相談支援事業	くらしサポート窓口	委託	1か所



(2) 地域づくり事業

高齢、障害、こども・子育て、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。また、交流、参加、学びの機会を生み出すための意識醸成や個別の活動と人をコーディネートします。

	事業・実施機関等	実施形態	実施数等
地域介護予防活動 支援事業	介護支援ボランティア事業	委託	1か所
	介護予防サポーター養成事業	委託	1事業
	住民主体介護予防・生活支援サービス事業補助金(通所型)	補助	3か所
	paraっとホーム事業	委託	7か所
生活支援体制整備 事業	第1層・第2層生活支援コーディネーター事業	委託	第1層:3人 第2層:3人
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	登録	2か所(市内)
地域子育て支援拠 点事業	にっしん子育て総合支援センター	指定管理	1か所
	子育て支援センター	委託	2か所
生活困窮者支援等 のための地域づく り事業	重層的支援体制整備事業における地域づくり事業	委託	1事業

(3) 多機関協働事業

複数の支援関係機関が、地域住民の複雑かつ複合化した地域生活課題を解決するために、市全体で包括的な相談支援体制を構築します。また、相談支援包括化推進員を置き、支援関係機関の役割分担やマネジメントを図るとともに、各相談支援機関内でのスーパーバイザーとしての役割を果たします。

必要に応じて重層的支援会議を開催し、役割分担や支援の方向性の決定や支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

また、支援につながっていない地域住民については、支援会議の開催により必要な情報共有や検討を行います。

事業	実施形態	配置人数等
相談支援包括化推進員	直営	2人
地域共生連携ネットワークシステム	直営	1か所
福祉なんでも相談会	直営	6か所

重層的支援会議…支援関係機関等との情報共有について本人同意を得たケースに関して、支援関係機関等との連携や支援プランの作成、支援終結要件等について検討する会議

支援会議…社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議で、守秘義務を設けることで、潜在的な支援対象者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有や支援の検討が可能な会議

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない地域住民や支援につながることに拒否的な地域住民に対し、状況を把握し、信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。また、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりから情報を幅広く収集し、潜在的な支援対象者を見つけます。

事業	実施形態	実施数等
まちの守り人養成事業	委託	7か所

(5) 参加支援事業

地域住民のニーズを踏まえたマッチングや定着支援、受入れ先の支援を通じて社会とのつながりを作るための支援を行います。

事業	実施形態	実施数等
重層的支援体制整備<社会参加支援事業>	委託	1か所

※各表には、重層的支援体制整備事業交付金対象事業を掲載しています。また、設置数、実施数、配置人数等は令和7年3月現在。



日進市における重層的支援体制整備事業の全体イメージ

